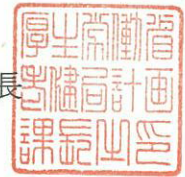


老計発第 0317001 号
老振発第 0317001 号
老老発第 0317001 号
平成 18 年 3 月 17 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課長



振興課長



老人保健課長



「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

標記については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める件」（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」（平成 18 年厚生労働省告示第 123 号）及び「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」（平成 18 年厚生労働省告示第 125 号）が公布され、平成 18 年 4 月 1 日から適用されることとなった。

これらの改正に伴う通知の制定及び改正の内容については、別添のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別添)

- 1 「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定
別紙1のとおり制定する。
- 2 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年老企第36号)の一部改正
別紙2のとおり改正する。
- 3 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年老企第40号)の一部改正
別紙3のとおり改正する。
- 4 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」(平成12年老企第41号)の一部改正
別紙4のとおり改正する。